

当院で定期的に処方を受けている登録患者様へ

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大阪での感染拡大を踏まえ、当院でも感染拡大予防対策として令和2年（2020年）9月以降、登録患者様につきましては電話にて病状を確認したうえでご家族のみの来院でも処方箋発行を行います。

ただし、これは厚労省より認められた新型コロナウイルス感染症流行時における一時的措置であることをご了解ください。

※対象の患者様には当院より登録完了のメールを送らせて頂いております。

対象疾患は以下の通りですが、症状に変化があった場合は対面での診察をお願いする場合がありますので了承ください。

【対象疾患】（症状のコントロールが出来ており、定期的な処方になられている方）

- ・肌経過（基本的には保湿剤のみ。次回受診予定日までにステロイドがなくなりそうな人）
- ・喘息
- ・アレルギー疾患
- ・便秘
- ・夜尿症
- など

【電話診療の流れ】※来院時は①保険証 ②こども医療証 ③診察券 をご持参ください

IDやPWを入力すると、専用枠（電話診療枠）が表示されます。



ご希望日時でご予約されると、その時間帯に当院より問診の電話があります。

※診療状況によっては、予約時間に連絡できないこともあります。

当院より、症状や処方内容の確認の電話があります。この時に相談された内容のお薬のみ、処方箋いたします。

※風邪薬、解熱剤等、定期処方以外のお薬は対面診療ではないため処方できません。

※状況により、医師の判断で電話での処方ができない場合もあります。

処方箋の受け取り時間の確認をします。有効期間は発行日含め4日間です。

電話対応した時間帯の最後に、医師が処方箋を発行します。午前に対応の場合は13:30以降、13:30-15:00は16:00以降、16:00-18:00は翌日になります。診察終了後の30分程の時間帯は、医師より確認の連絡が入ることがあります。この時間は連絡がつくようお願いします。

※紛失・有効期限が切れた場合でも処方箋の有効期間は発行日含め、4日間です。

再度処方箋を発行することはできません。

